

# 山梨県公報

第千二百十六号

平成十三年

八月六日

月 曜 日

## 目次

道路の区域変更(二件)…………… 四四一  
 建築基準法に基づく道路位置指定(二件)…………… 四四一

## 告 示

### 山梨県告示第三百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年八月二十七日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十三年八月六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 台ヶ原長坂線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
北巨摩郡白州町大字白須字柳原一〇七二番の四地先から 北巨摩郡白州町大字台ヶ原字屋敷二二七七番の一地先まで		五・〇	九・〇	九五二・〇
		五・八		
		一七七・四		
北巨摩郡白州町大字台ヶ原字屋敷二二二七番の一地先から 北巨摩郡白州町大字台ヶ原字屋敷二二七七番の一地先まで		五・八	二一〇・五	一一〇・五
		五・八		
		二二二・八		
北巨摩郡白州町大字台ヶ原字屋敷二二二七番の一地先から 北巨摩郡白州町大字台ヶ原字屋敷二二七七番の一地先まで		五・八	九三・五	九三・五
		五・八		
		二二二・八		

### 山梨県告示第三百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十三年八月二十七日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十三年八月六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高畑谷村停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
都留市大幡字岩崎一七四一番の一地先から 都留市つる五丁目一〇九七番の二地先まで		五・八	二二・八	三二九五・〇
		五・八		
		二二・八		
都留市つる五丁目一〇九七番の二地先まで		五・八	三二九五・〇	三二九五・〇
		五・八		
		二二・八		
都留市つる五丁目一〇九七番の二地先まで		五・八	三二九五・〇	三二九五・〇
		五・八		
		二二・八		

### 山梨県告示第三百六十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二二一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。  
 平成十三年八月六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の位置  
北巨摩郡双葉町下今井字割石三千三百三十八番九並びに字稲久保三千五百四十番三及び三千五百四十番六
- 二 道路の幅員  
六・〇メートル
- 三 道路の延長  
五十六・五四メートル

山梨県告示第百六十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年八月六日

山梨県知事 天野 建

一 道路の位置

都留市四日市場字樺四百十八番地六及び四百十八番地十一

二 道路の幅員

六・〇〇メートル

三 道路の延長

三十四・四八メートル